

# 大分県報

平成二十八年  
第二八三七号  
十二月六日

（火曜日）

## 目次

告示

救急病院等の認定

公告

土地改良区の役員就退任

公共測量の終了

## ○告示

大分県告示第六百十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十八年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

## ○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、呉崎北部土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり

平成二十八年十二月六日

大分県報（告示・公告）

届出があった。

平成二十八年十二月六日

（退任役員）

役名 氏名 住所

理事 板清智幸 豊後高田市呉崎九九八番地二

〃 柳本俊計 〃 草地七四〇三番地五

〃 岡本昭彦 〃 呉崎二五七五番地二

〃 倉成哲郎 〃 呉崎二二六四番地

〃 近藤正明 〃 呉崎三七四三番地

〃 岩本敏夫 〃 呉崎三七二六番地

〃 平岡哲也 〃 呉崎二四二〇番地一

監事 安部広文 〃 呉崎九七八番地二

〃 近藤芳数 〃 草地七七六七番地一

〃 井上健一 〃 草地七四〇五番地七

（就任役員）

役名 氏名 住所

理事 安部広文 豊後高田市呉崎九七八番地二

〃 石掛崇司 〃 〃 呉崎六三三番地五

〃 岡本岩男 〃 〃 呉崎二六〇八番地一

〃 近藤芳数 〃 〃 草地七七六七番地一

〃 酒井幸二 〃 〃 呉崎一〇一八番地一

〃 繁貴光 〃 〃 呉崎五六六番地一

〃 平岡哲也 〃 〃 呉崎二四二〇番地一

〃 山形博幸 〃 〃 呉崎三七四〇番地

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年十二月六日

大分県報（公告）

二

監事	井上健一	〃	草地七四〇五番地七
〃	倉成哲郎	〃	呉崎二一六四番地
〃	渡邊洋長	〃	呉崎三七三二番地

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点及び水準点設置）
- 二 作業の地域  
宇佐市安心院町塔尾及び大見尾地内
- 三 作業の終了日  
平成二十八年十一月十四日